

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 3 月 1 6 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補
安濃：横井担当副主幹 芸濃：清水主査
香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 4 東海 光政・23 川邊 千秋

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理取消願について
(所有権移転)

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)

- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について（賃貸借権）
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画
の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第 3 回第 1 農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席はございません。出席委員は 14 名です。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 4 番 東海 光政委員、23 番 川邊 千秋委員です。 よろしくお願ひします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第 1 号から第 5 号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の 1 ページから 3 ページをお願いいたします。 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、ござ います。 番号 1 から 15 で、合計件数は 15 件、合計面積は 58,426 m²で、 その内訳は田が 57,481 m²、畑が 945 m²でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意によ り解約したものです。 4 ページから 10 ページをお願いいたします。 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ござ います。 番号 1 から 13 で、合計件数は 13 件、合計面積は 74,603.57 m²で、その内訳は田が 58,796 m²、畑が 15,744 m²、登記簿地目 が山林及び宅地とあるものを他としまして 63.57 m²でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性が ありますので、届出人に対して指導しております。 11 ページをお願いいたします。 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理取消願</p>

について（所有権移転）、でございます。

番号1 太陽光発電施設用地とすることを目的に、令和元年12月26日付けで受理を受けたものになりますが、譲り受ける事業者に変更が生じたため、取消しを願い出たものになります。

なお、当事案は、次の報告第4号、番号1に記載のありますとおり、後日改めて届出がなされ、2月18日付けで受理されております。

以上、件数は1件、面積は畑で、396㎡でございます。

12ページから13ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地	番号2、資材置場用地
番号3、一般個人住宅用地	番号4、宅地造成用地
番号5、一般個人住宅用地	番号6、物置用地
番号7、太陽光発電施設用地	番号8、駐車場用地
番号9から番号11、太陽光発電施設用地	

でございます。

以上、件数は11件、合計面積は11,885㎡で、その内訳は田が9,281㎡、畑が2,604㎡、でございます。

14ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、番号2、一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は2件、面積は田で、625㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移

転)、事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 新町、受人 _____、面積 7,111㎡、渡人 _____、面積 1,201㎡、申請地 南河路松山神 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,073㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 新町、受人 _____、面積 7,111㎡、渡人 _____、面積 12,908㎡、申請地 南河路結縁寺 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 352㎡ 外1筆、合計面積 1,336㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積 17,985㎡、渡人 _____、面積 4,273㎡、申請地 高野尾町下り町 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,360㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 豊津、受人 _____、面積 3,086㎡、渡人 _____、面積 2,517㎡、申請地 河芸町一色物書 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 152㎡ 外1筆、合計面積 237㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により営農を縮小する、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。

番号5、地区 黒田、受人 _____、面積 13,331㎡、渡人 _____、面積 6,686㎡、申請地 河芸町北黒田広田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 806㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 村主、受人 _____（持分2分の1）、面積 5,970㎡、渡人 _____（持分2分の1）、面積 5,970㎡、申請地 安濃町今徳猿ハミ _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,05

9 m² 外1筆、合計面積 5, 970 m²。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 安濃、受人 _____、面積 21, 626 m²、渡人 _____、面積 11, 986. 03 m²、申請地 安濃町内多小ブケ _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 205 m² 外3筆、合計面積7, 655 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する、渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は7件、合計面積は18, 437 m²で、その内訳は田が18, 285 m²、畑が152 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、2 地区 新町。

川邊委員 23番 川邊です。1番3月9日に地元推進委員、事務局と現地を見ました。問題ないということで、よろしく申し上げます。

議長 番号3、地区 高野尾。

田中委員 2番 田中です。6日に地元推進委員と現地確認をしました。問題ないということで、14日に、高野尾の農振協議会があり、そこでも問題ないということでよろしく申し上げます。

議長 番号4、地区 豊津、番号5、地区 黒田。

喜多委員 8番 喜多です。地元推進委員と現地を確認しました。問題なしということです。黒田は地元推進委員と回りました。問題なしということで、事務局の説明どおりです。

よろしく申し上げます。

議 長 番号6、地区 村主。

内藤委員 13番 内藤です。3月6日に地元推進委員とともに現地を確認しました。何も問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号7、地区 安濃。

海野委員 12番 海野です。3月6日に地元推進委員と現地確認しました。問題ないということでした。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号7について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。

番号1、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
面積 201, 557㎡、貸人 _____、面積 4, 992. 11㎡、
申請地 雲出長常町コンベ_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 6
57㎡ 外3筆、合計面積 2, 937㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化による労力不足のため、貸人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
面積 201, 557㎡、貸人 _____、面積 1, 872. 75㎡、
申請地 雲出長常町茶ノ木原_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積
568㎡ 外2筆、合計面積 594. 75㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する、貸人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は2件、面積は田で、3, 531.75㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、2、地区 雲出。

村澤委員 5番 村澤です。地元推進委員と現地確認しました。別に何の問題もないということでした。よろしく申し上げます。

議 長 番号1、番号2について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町南永定_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 222㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を_____の、自動車置場用地とするものです。

始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町南永定_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 129㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を_____の、自動車置場用地とするものです。

始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 分部赤坂_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 452㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、354.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の78.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 櫛形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,952㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、924.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町西添_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、483.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 雲林院、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町中繩仲小路_____、台

帳地目・現況地目とも田、面積 535 m² 外2筆、合計面積 2,203 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネルの設置面積は558.72 m²、申請地が不整形地であることに加え、雨水を排水するため、場内の一番低い部分に水を溜めるスペースを作ることなど、パネル設置率は転用面積の25.4%となる旨の理由書が添付され、対象地に対し、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等を配置し、概ね太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 雲林院、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町中縄仲小路 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 945 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、372.48 m²、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の39.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 河内、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町河内北畑 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 59 m² 外1筆、合計面積 316 m²。

これにつきましては、申請地の隣接地に居住する受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自己の駐車場と倉庫兼薪乾燥場用地とするものです。

なお、999番1に関しては、過去に転用許可を取得し、許可内容どおり駐車場として転用しましたが、登記地目変更を失念していたために、このたび所有権移転をする必要が生じたことにより、当申請に及んだ旨の始末書が添付されています。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多皆廣 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 42 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は7,272㎡、このうち田が5,806㎡、畑で1,466㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、2、地区 白塚。

田村委員 3番 田村です。3月6日に地元推進委員と現地確認をいたしました。
事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 番号3、4、地区 櫛形。

東海委員 4番 東海です。3月6日に事務局、川邊委員、地元推進委員と私で現地確認しました。何ら問題はございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 番号5、地区 雲出。

村澤委員 5番 村澤です。3月6日に会長、部会長、地元推進委員と現地を見ました。別に何の問題もありませんので、よろしく申し上げます。

議長 番号6、7、地区 雲林院。

片岡委員 9番 片岡です。3月6日に、事務局、会長、部会長立会いの下、現場を確認しました。地元推進委員も同行し、問題ないということでした。7番も地元推進委員と事務局と現場を確認いたしました。何の問題もありませんでした。

議長 8番、地区 河内もよろしいですか。

片岡委員 9番 片岡です。8番についても3月6日に委員2名、地元推進委員、事務局と確認しました。問題ないということでした。よろしくお願いいた

します。

議長 番号9、地区 安濃。

海野委員 12番 海野です。3月6日に地元推進委員、農業委員、事務局と現地確認を行い、何ら問題ないとのことでした。

議長 ありがとうございます。これを見ますと、太陽光がどんどん出てまいります。年度末であり、年度明けにもかなりあるという気がします。
番号1から番号9について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

議長 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 明、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 芸濃町林上垣内_____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 231㎡ 外2筆、合計面積 1,286㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、639.10㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は1,286㎡、このうち田が851㎡、畑で435㎡でございます。

この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明。

牧野委員 10番 牧野です。6日に事務局、会長、部会長、地元農業委員、地元
推進委員と現地を確認させていただきました。事務局説明どおりで何ら問
題ないと思います。よろしく願います。

議 長 番号1について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決
定いたします。

議 長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(使用貸借) 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用
貸借) でございます。

番号1、地区 白塚、借人 _____、貸人 _____、申請地 白塚
町境_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 779㎡ 外2筆、合
計面積 1,061㎡。

これにつきましては、借人は、父である貸人との間に20年間の使用貸
借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、486.72㎡、パネルの設置率は、転用面積の4
5.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 藤水、借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 垂水足田_____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 715㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に約1年間の使用貸借を設定し、申請地を資材置場、一時転用とするものです。

農地区分は、農用地区域内農地でございますが、不許可の例外に当たります、一時転用でございますので、妥当なものであると判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,776㎡、このうち田が139㎡、畑で1,637㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚。

田村委員 3番 田村です。3月6日に会長、部会長、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。特に問題なく、事務局説明どおりですのでよろしく申し上げます。

議長 番号2、地区 藤水。

村澤委員 5番 村澤です。3月6日、地元推進委員と現地確認いたしました。何の問題もないということでした。よろしく申し上げます。

議長 番号1、番号2について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

議長 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願(賃貸借権)について事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃貸借権)でございます。</p> <p>番号1、地区 黒田、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町南黒田河戸_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 738㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするため、令和元年9月18日に許可を得たものになりますが、隣接土地所有者より、改めて異議の申し出があったため、取消しを願い出たものになります。</p> <p>以上、件数は1件、面積は田で、738㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 黒田。</p>
喜多委員	<p>8番 喜多です。事務局の説明のあったとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。</p>
川邊委員	<p>23番 川邊です。せっかくの許可が下りたのに、なぜ、隣人からどういふことで異議があったのですか。参考のためお聞きしたい。</p>
事務局	<p>当初、隣接地にも事業の内容を説明したうえで申請があり、許可もされたのですが、施工に関して、工事によって起きる支障について説明しに行った時、やっぱり横に太陽光が来ると困る、と言われたので、業者が自ら引かれたようです。</p>
川邊委員	<p>23番 川邊です。やはり、これから地域で十分話し合いをしないと、困ると思います。わかりました。ありがとう。</p>
議長	<p>地元委員からは、異議のない旨の発言がありました。</p> <p>皆さんいかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>

議長 それでは異議なしと認め、議案第 6 号については、承認をすることに決定いたします。

議長 次に議案第 7 号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 21 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 非農地証明願について、でございます。

番号 1、地区 大里、願出者 _____、申請地 大里睦合町多為 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 264 m²。

これにつきましては、平成 31 年度固定資産税課税明細書により、昭和 47 年に居宅が建築されていることが確認できます。

申請地が農地以外の用に供され 20 年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号 2、地区 大里、願出者 (受遺者兼遺言執行者) _____、申請地 大里窪田町西鳶 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 522 m²。

これにつきましては、平成 31 年度固定資産税課税明細書により、昭和 44 年に居宅が建築されていることが確認できます。

申請地が農地以外の用に供され 20 年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は 2 件、面積は畑で、786 m²でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号 1、2、地区 大里。

草深委員 19 番 草深です。3 月 6 日に事務局、田中委員と私とで現地確認させていただきました。2 番も同じ地区なのですが、確認させていただきました。よろしく申し上げます。

議 長	番号1、番号2について、地元委員からは、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することに決定いたします。
議 長	次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
議 長	事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、津地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借で93,661㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,735㎡、契約件数は30件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で49,147.53㎡、畑の使用貸借で2,774.3㎡、契約件数は25件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で41,415㎡、畑の使用貸借で152㎡、契約件数は16件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで29,689.1㎡、契約件数は6件でございます。 美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで5,222㎡、契約件数は3件でございます。 香良洲地区につきましては、田の賃貸借のみで2,514㎡、契約件数は3件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて221,648.63㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて8,661.3㎡、合計契約件数は83件、合計面積は230,309.93㎡となっております。
議 長	事務局の説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号22、ほか4件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この5件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号76、ほか4件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この5件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号71についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時35分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年3月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____